

【法人実効税率の引下げ(㉓39.54% → ㉓29.74%)による影響額(試算)】

◆ケース① [大法人 (資本金 1 億円 課税所得 1 億円)]

- 市内所在の法人について、所得に対する課税額 (国・県・市) を試算すると、平成 23 年度が 43,344 千円、平成 30 年度が 31,502 千円 (5%減税適用) で、差し引き 11,842 千円の負担減
- 5%減税を組み替えた平成 31 年度は、企業寄附促進特例税制の適用がない場合、課税額は 31,642 千円となり、平成 30 年度から 140 千円増加
- 国が実施した実効税率の引下げにより、5%減税の組み替えによる影響額の 80 倍以上の負担減がすでに実現

◆ケース② [中法人 (資本金 5,000 万円 課税所得 1,000 万円)]

- 市内所在の法人について、所得に対する課税額 (国・県・市) を試算すると、平成 23 年度が 3,070 千円、平成 30 年度が 2,622 千円 (5%減税適用) で、差し引き 448 千円の負担減
- 5%減税を組み替えた平成 31 年度は、企業寄附促進特例税制の適用がない場合、課税額は 2,630 千円となり、平成 30 年度から 8 千円増加
- 国が実施した実効税率の引下げにより、5%減税の組み替えによる影響額の 50 倍以上の負担減がすでに実現

◆ケース③ [小法人 (資本金 1,000 万円 課税所得 100 万円)]

- 市内所在の法人について、所得に対する課税額 (国・県・市) を試算すると、平成 23 年度が 260 千円、平成 30 年度が 225 千円 (5%減税適用) で、差し引き 35 千円の負担減
- 5%減税を組み替えた平成 31 年度は、企業寄附促進特例税制の適用がない場合、課税額は 226 千円となり、平成 30 年度から 1 千円増加
- 国が実施した実効税率の引下げにより、5%減税の組み替えによる影響額の 35 倍の負担減がすでに実現

担当：財政局税務部
税制課長 加藤
電話：972-2331

名古屋市への寄附の状況

(単位：千円)

区 分	個 人	法 人	合 計
平成 20 年度	78,294	1,640,363	1,718,657
平成 21 年度	74,709	323,154	397,863
平成 22 年度	69,298	281,893	351,191
平成 23 年度	87,294	187,540	274,834
平成 24 年度	289,547	155,790	445,337
平成 25 年度	293,798	162,231	456,029
平成 26 年度	64,981	210,454	275,435
平成 27 年度	131,992	246,545	378,537
平成 28 年度	68,704	138,730	207,434

<参考>

区 分	事 業 名	実 績
平成 27 年度	ぼらチャリ	配分金額 約96万円
平成 28 年度	ファーストキフ	寄附金額 約24万円

※このたびの企業寄附促進特例税制の導入に伴う寄附により、最大17億円の減免を見込む。

担当：財政局財政部
資金課長 清水
電話：972-2311

○市の独自事業が国の事業となった事例

所 管	事 業	国の事業となった対象	備 考
子 ども 青 少 年 局	子育て支援手当	国が平成22年度に子ども手当を創設したことに伴い、本市独自の子育て支援手当を見直し	㉑月額 20,000 円 ㉒月額 10,000 円 ㉓廃止
教育委員会	私立高等学校授業料補助	国が平成22年度に高等学校等就学支援金制度等を創設したことに伴い、補助を見直し	<㉔> 課税総所得 ○410～500 万円以下の世帯 補助額 年 75 千円→20 千円 ○500～650 万円以下の世帯 補助額 年 42 千円→12 千円